

「中間・完了検査の構造書類について」

階数3以上または延べ面積が500㎡を超える建築物については
下記の書類を提出または提示して下さい(●:提出 ○:提示)

		中間検査	完了検査	
			中間検査有	中間検査無
地業	杭打等工事報告書	○		
鉄筋	鉄筋材料規格証明書	○		
	ガス圧接技量資格者および管理技士証明	○		
	ガス圧接引張試験報告書またはガス圧接部超音波探傷検査報告書	○		
コンクリート	コンクリート配合計画書	○		
	圧縮強度試験報告書	○		
	品質管理試験報告書(スランプ、空気量、塩化物)	○		
鉄骨	第三者検査委託契約書(写し) ※1	●	●※2	●
	鉄骨工事施工状況報告書	●	●※2	●
	規格品質証明書(鋼材、高力ボルトセット、溶接材料)	●	●※2	●
	鉄骨製作要領書	○		
	製品検査報告書	○		
	超音波探傷検査報告書	○		
工事写真	各工事工程写真	○		
	鉄骨製作に関する検査の実施状況を示す写真	●※3	●※2 ※3	●※3
	鉄骨製作工場名の表示板の写真(遠景、近景各1枚)	●	●※2	●

提出する写真については極力インクジェットなど印刷機で出力したものとして下さい。

※1 : 5階以上または3000㎡超えの場合

※2 : 完了検査の鉄骨関係書類は中間検査以降に施工した部分の書類を提出してください
(中間検査時に鉄骨工事が完了している場合は不要)

※3 : 工場製作から現場受入れまで全工程が分かり、監理者の立会い検査を含むこと。

注意 「3階以上または500㎡超え」の建築物で確認申請時に「鉄骨製作に関する報告書」を提出した場合は、鉄骨の製作工場が決定した時点で溶接作業計画書または加工工場国土交通大臣認定書(写し)を提出してください